

平成 17 年 7 月 14 日

内 閣 官 房

内 閣 府

総 務 省

文部科学省

経済産業省

国土交通省

平成 16 年 9 月 8 日「準天頂衛星プロジェクトの今後の進め方」
に加えて、次のとおり、取り扱う。

整備・運用担当機関が決定されるまでの間においては、当該機関
が判断すべき事項について、研究開発 4 省における検討を踏まえて、
内閣に設置する連携・調整のための会議において決定するとともに、
当該機関が実施すべき業務について、内閣に設置する連携・調整の
ための会議において必要な調整を行いつつ、研究開発 4 省において
実施し、整備・運用担当機関につなぐ。